

# 議題 1

令和2年5月29日

市立学校の臨時休業等に関する対応について（報告）

このことについて、別紙1から別紙4までのとおり対応することとした。

令和2年4月17日  
教育委員会

**緊急事態宣言を受けた市立学校の臨時休業に関する対応について**  
(4月17日時点)

現在、本市の感染状況等を踏まえ、令和2年5月6日まで市立学校の一斉臨時休業を行っているところですが、4月16日、本市を含む全国を対象とした政府の緊急事態宣言が発令されたことを受け、次のとおり対応することとしました。

**1 臨時休業中の登校日の取扱い**

この度の緊急事態宣言の発令を受け、週1回程度設けることとしていた登校日については、同宣言の終期(5月6日)までは実施を見合わせる。なお、児童生徒の健康観察や家庭での学習状況の確認等は家庭訪問や電話等で、資料配付等は郵送や家庭訪問等を行うことを検討する。

**2 保護者が仕事を休めない場合の特例的な受入れの取扱い**

保護者が仕事を休むことができない場合に、自宅等で一人で過ごすことのできない園児や小学校低学年児童(第1学年～第3学年)、特別な支援を必要とする児童生徒を学校・園で受け入れる特例的な受入れについては、感染防止策を徹底した上で継続するが、接触機会を極力減らす観点から、事業主の協力を得て仕事を休み、家庭で子どもを見るのが可能な方は自宅で過ごすなど、できるだけ利用を控えていただくようお願いする。

**3 放課後児童クラブの取扱い**

放課後児童クラブについても、感染防止策を徹底した上で継続するが、接触機会を極力減らす観点から、事業主の協力を得て仕事を休み、家庭で子どもを見るのが可能な方は自宅で過ごすなど、できるだけ利用を控えていただくようお願いする。

## 市立学校における臨時休業の延長について

現在、令和2年5月6日まで市立学校の一斉臨時休業を行っているところですが、4月27日付けで、広島県教育委員会から、県立学校の臨時休業を5月末まで延長することとし、市町教育委員会に対しても、県の取組を参考に対応を検討するよう通知がありました。

本市としては、この県教委の通知の趣旨、及び、本市の感染拡大の現状を踏まえ、市立学校の一斉臨時休業を5月末まで延長します。

### 1 臨時休業の延長について

#### (1) 対象校種

幼稚園(19園)、小学校(141校)、中学校(63校)、高等学校(8校)、中等教育学校(1校)、特別支援学校(1校)

#### (2) 休業期間

○ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校

令和2年4月15日(水)～令和2年5月31日(日)

○ 特別支援学校

令和2年4月16日(木)～令和2年5月31日(日)

### 2 登校日の設定について

登校日については、児童生徒の健康状況の把握や家庭学習の状況の確認のために設定する必要があると考えるが、具体的な日時の設定については、政府の緊急事態宣言や本市の感染者の発生状況等を見ながら検討する。

### 3 臨時休業中の教育的支援について

#### (1) 学習課題の提示・配付等

各教科等において、新年度の教科書等(既に配付済。)に基づいて、一人で学ぶことができる学習課題の提示・配付等を行う。

また、休業中の学習習慣や生活リズムを保つことができるよう、児童生徒に日々の日課表を作成させる。

#### (2) ICTの活用(家庭学習を補完するもの)

ア 以下の取組について、できるところから実施する。

(7) 双方向コミュニケーションツールを活用した学習支援システムの導入

##### 【活用例】

- ・ 教科指導用動画や学習課題等の配信、それに対する児童生徒の質問等の受信・返信
- ・ 児童生徒の健康状態等の把握(児童生徒から日々の健康状態を送信させる。)

(4) 学校のホームページ等による You Tube 用に作成した教材動画の配信

(ウ) 自宅にインターネットに接続できる環境がない児童生徒への対応  
学習支援システムで配信した内容を印刷した資料の配付、人数制限や時間制限をしながら可能な範囲で学校のコンピュータ教室の開放等の支援を行う。

イ 既存の学習コンテンツを紹介する。

- ・ 文部科学省ホームページ「子どもの学び応援サイト」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)

- ・ 「おうちで学ぼう！NHK for School」

<https://www.nhk.or.jp/school/ouchi/?cid=dchk-commonheader>

(3) 児童生徒の学習状況・健康状況等の把握

児童生徒の家庭での学習状況や健康状況の把握を家庭訪問や電話等で行う。

児童生徒の心のケア等について、必要に応じ、養護教諭やスクールカウンセラー等と連携した取組を進める。

#### 4 臨時休業中の家庭への支援について

5月6日までの保護者が仕事を休めない場合の特例的な受入れを継続する。

(1) 保護者が仕事を休めない場合の特例的な受入れ

保護者が仕事を休むことができない場合に、自宅等で一人で過ごすことのできない児童生徒等を学校・園で受け入れる特例的な受入れについては、感染防止策を徹底した上で継続するが、接触機会を極力減らす観点から、事業主の協力を得て仕事を休み、家庭で子どもを見ることが可能な方は自宅で過ごすなど、できるだけ利用を控えていただくようお願いする。

ア 小学校低学年児童（第1学年～第3学年）【原則、放課後児童クラブ登録児童】

感染防止に十分留意した上で、午前中（8：30～13：00）は教室で過ごさせる。学校で持参した弁当を食べた後、放課後児童クラブでの預かりを行う。

イ 小・中学校の特別支援学級

社会福祉サービスの利用ができない等のやむを得ない理由により、日中の居場所を確保できない場合は、個々の状況をよく把握し、感染防止に十分留意した上で、終日学校で受け入れる。なお、給食については実施しない。

ウ 特別支援学校

社会福祉サービスの利用ができない等のやむを得ない理由により、日中の居場所を確保できない場合は、個々の状況をよく把握し、感染防止に十分留意した上で、終日学校で受け入れる。なお、給食については実施しない。

エ 幼稚園

感染防止に十分留意した上で、9：00から14：00まで受け入れる。

(2) 臨時休業中における児童生徒の家庭生活への支援

ア 保護者の希望があれば、教職員等による家庭訪問等を行う。

イ 家族の一員として、家の仕事を積極的に手伝うように指導する。

令和 2 年 5 月 1 2 日  
教 育 委 員 会

## 市立学校の臨時休業期間における登校日の設定について

現在、令和 2 年 5 月 3 1 日まで市立学校の一斉臨時休業を行っているところですが、5 月 1 日付けで、文部科学省から、「学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。」との認識の下、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、分散登校など、段階的に実施可能な教育活動を開始するという考えが示されました。

また、こうしたことを踏まえ、5 月 1 1 日付けで、広島県教育委員会から、県立学校における自主登校日を 5 月 1 8 日から設けることとし、市町教育委員会に対しても、県の取組を参考に対応を検討するよう通知がありました。

本市としては、文部科学省、県教委の通知の趣旨、及び、本市の感染者の発生状況等を踏まえ、市立学校の臨時休業期間において、次のとおり登校日（分散自主登校日）を設定することとしました。

## 1 登校日（分散自主登校日）の設定について

児童生徒の健康観察を行うとともに、家庭での学習状況の確認や補習等の学習指導を行うため、登校日を設ける。

## (1) 対象校種

幼稚園(19園)、小学校(141校)、中学校(63校)、高等学校(8校)、中等教育学校(1校)、特別支援学校(1校)

## (2) 登校日設定期間

令和 2 年 5 月 1 8 日（月）～令和 2 年 5 月 2 9 日（金）（土・日曜日は除く）

## (3) 登校日の位置づけ

臨時休業中の登校は、保護者の了解を得て自主登校するものであることから、授業日数には含まず、また、登校しない場合は欠席扱いとしない。

## (4) 実施方法

下記を目安に、学校の状況等に応じて、段階的に実施する。

## (幼稚園)

- ・ 週 1 回の登園とする。
- ・ 9 時頃から 2 時間の教育活動を行う。

## (小・中学校)

- ・ 小学校 1・6 年生、中学校 3 年生については週 2 回の登校とする。
- ・ 小学校 2～5 年生、中学校 1・2 年生については週 1 回の登校とする。
- ・ 8 時 3 0 分頃から 2 時間の教育活動を行う。

## (高等学校)

- ・ 高校 1・2 年生は週 1～2 回、高校 3 年生は週 2～3 回の登校とする。
- ・ 公共交通機関の利用状況等、各校の実情に合わせて登校時間を設定し、3 時間の教育活動を行う。

(特別支援学校)

- ・ 週1回の登校とする。
- ・ 登校する学年を3つに分け、スクールバスの配席が過密にならないようにする。
- ・ 9時から14時40分まで教育活動を行う(小・中学部の例。スクールバスの送迎時間に合わせる。給食は実施しない。)

(5) 感染防止の取組

① 3つの「密」の回避

- ・ 学級を2つのグループに分けることなどにより、教室の利用人数を20人以下とし、児童生徒の席の間隔を確保する(前後左右とも1つずつ空けて座る等)。
- ・ 児童生徒が、対面とならないような形で教育活動を行う。
- ・ 可能な限り常時、窓等を開けて換気を行う。

② マスクの着用

- ・ 校舎内にいるときや会話をするときには症状がなくても必ずマスクを着用するなど、日常的なマスクの着用を徹底する。

③ 手洗い

- ・ 登校時、トイレの後など様々な機会において、こまめな手洗いを徹底する。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。

④ 消毒

- ・ 多くの人が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、適宜、丁寧に消毒を行う。

⑤ 体調の管理

- ・ 発熱がある場合や咳など風邪の症状がある場合は登校を控えてもらう。
- ・ 家庭において検温し、登校時に学校において確認する。

2 臨時休業中における児童生徒への学習支援について

- (1) 休業中の学習習慣や生活リズムを保つため、日課表を引き続き作成させる。
- (2) 登校日に学習状況の進捗を確認するとともに、家庭学習の課題を配付する。
- (3) 登校日に登校できなかった児童生徒に対しては、家庭訪問や郵送等により個別に学習課題を配付するとともに、電話や家庭訪問等により学習状況の把握を行う。
- (4) 家庭学習を補完するものとして、ICTの積極的活用を努める。

その際、自宅にインターネットに接続できる環境がない児童生徒には、資料を配付したり、感染防止策を講じた上で人数制限や時間制限をしながら学校のコンピュータ教室を開放したりする等の支援を行う。

3 臨時休業中の家庭への支援について

- (1) 保護者が仕事を休めない場合の特例的な受入れは、登校日設定期間も継続する。
- (2) 個別の配慮(不登校や虐待(疑いを含む。)等)が必要な幼児児童生徒への対応として、各学校の実情に応じて居場所づくりなどの工夫を行い、特例的に受け入れる。

## 市立学校における学校再開について

市立学校については、令和2年5月31日まで一斉臨時休業とした上で、同年5月18日から授業を行わない分散自主登校を実施しているところですが、5月22日付けで、文部科学省から、「感染レベル1」の地域（広島県はこれに該当）においては1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取るなどとする「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(以下「衛生管理マニュアル」という。)が示されました。

また、こうしたことを踏まえ、同日付けで、広島県教育委員会から、県立学校において、6月1日から学校を再開することとし、市町教育委員会に対しても、県の取組を踏まえて対応を検討するよう通知がありました。

本市としては、文部科学省の衛生管理マニュアルや、県教委の通知の趣旨、及び、本市の感染者の発生状況等を踏まえ、市立学校について、6月1日から、次のとおり、通常の学級編制による授業等の学校教育活動を再開します。

なお、広島県が「感染レベル2」になった場合や市立学校の児童生徒・教職員に感染者が確認された場合などには、分散登校への切替えや、感染者が確認された学校の臨時休業措置の実施など、本市の衛生部局や広島県教育委員会等の関係機関と協議の上、状況に応じた適切な対応に切り替えます。

### 1 学校教育活動再開の進め方について

分散自主登校期間中の校種ごとの登校頻度等を考慮し、令和2年6月1日(月)から、必要に応じて通常の学校生活に慣れる準備期間を設けた上で、通常の学級編制による授業等の学校教育活動を再開する。

#### (1) 対象校種

幼稚園(19園)、小学校(141校)、中学校(63校)、高等学校(8校)、中等教育学校(1校)、特別支援学校(1校)

#### (2) 段階的な教育活動の再開

(小・中学校)

##### ① 令和2年6月1日(月)～令和2年6月5日(金)

- ・ 通常の学校生活に慣れる準備期間として、午前中のみ授業を行い、給食は実施しない。
- ・ 特別支援学級の午後の時間帯については、保護者が仕事を休めない場合の特例的な受入れを継続する。

##### ② 令和2年6月8日(月)～

- ・ 給食を実施し、午前・午後の授業を行う。
- ・ なお、給食については、6月8日(月)～12日(金)は簡易な給食(主食及びおかず1品にデザート等を個付け)により実施し、6月15日(月)以降、通常の献立により実施する。

(高等学校、中等教育学校)

① 令和2年6月1日(月)～

- ・ 県立高等学校と同様に、午前・午後の授業を行う。
- ・ 公共交通機関の利用状況等、各校の実情に合わせた登校時間の設定を可能とする。

(特別支援学校)

① 令和2年6月1日(月)～令和2年6月12日(金)

- ・ 通常の学校生活に慣れる準備期間として、全校を2つのグループに分け、2日に1回(5月18日から5月31日までは週に1回)の分散登校を行う。授業については、スクールバスの送迎時間に合わせ午前・午後に行い、給食は実施しない。
- ・ 保護者が仕事を休めない場合の特例的な受入れを継続する。

② 令和2年6月15日(月)～

- ・ 給食を再開し、一斉登校により午前・午後の授業を行う(スクールバスの配席が過密にならないように、バスを増便予定)。

(幼稚園)

① 令和2年6月1日(月)～令和2年6月5日(金)

- ・ 午前中だけの保育を行う。
- ・ 保護者が仕事を休めない場合の午後の特例的な受入れを継続する。

② 令和2年6月8日(月)～

- ・ 午前・午後の保育を行う(弁当持参)。

(3) 出席の取扱いについて

児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合や保護者の意向により感染予防のために欠席する場合は「欠席日数」としない。

(4) 部活動について

顧問の指導監督の下、文部科学省の衛生管理マニュアル等を踏まえ、感染リスクや生徒の身体的負担等を考慮しながら、6月8日(月)以降徐々に再開する。活動への参加については保護者の同意を得る。

## 2 感染防止の取組について

文部科学省の衛生管理マニュアルに基づき、基本的な感染症対策の徹底及び感染リスクが高い「3つの密」を徹底的に避けるための取組を実施する。

(1) 密閉の回避(換気の徹底)

- ・ 可能な限り常時(エアコン使用時を含む)、窓等を開けて換気を行う。

(2) 密集の回避(身体的距離の確保)

- ・ 1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとって座席を配置する。

(3) 密接の場面への対応(マスクの着用)

- ・ 学校教育活動においては、基本的には常時マスクを着用する。
- ・ 体育については、児童生徒間の距離を2メートル以上確保するなどの対策を講じた上でマスクを外してもよいこととする。
- ・ 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合は、換気や児童生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮をした上でマスクを外す。



(4) 手洗い

- ・ 登校時、トイレの後など様々な機会において、こまめな手洗いを徹底する。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。

(5) 消毒

- ・ 多くの人が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、丁寧に消毒を行う。

(6) 体調の管理

- ・ 発熱がある場合や咳など風邪の症状がある場合は登校を控えてもらう。
- ・ 家庭において検温し、登校時に学校において確認する。

(7) 給食時の対応

- ・ 配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。
- ・ 児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をとる。

### 3 児童生徒への支援について

(1) 学習指導に関すること

出席することができない児童生徒を含め一人一人の学習の定着状況を丁寧に確認し、定着が不十分な児童生徒に対しては個別に学習指導等を実施する。

なお、出席することができない児童生徒に対しては、家庭訪問・郵送等により、授業の内容を記したプリントや家庭でできる学習課題を配付する。

(2) 心のケア等に関すること

学校の臨時休業や自粛生活の長期化、家計の急変などに伴い、児童生徒が悩みや不安、ストレスなどを抱えていることが懸念されることから、学校再開後、2週目までに担任等が児童生徒一人一人と面談等を行い、児童生徒の状況を的確に把握した上で、ケアが必要な児童生徒に対し、スクールカウンセラー等の専門家も含めた学校組織全体で支援を行う。

### 4 ICT活用の継続的な取組について

新型コロナウイルス感染症の今後の流行動向によっては、再び分散登校や臨時休業に移行することも想定される。こうした場合などに備え、学校教育活動再開後も、双方向コミュニケーションツールの活用に向けて児童生徒に指導する時間を設けるなど、ICT活用の継続的な取組を進める。

## 5 長期休業日等について

一斉臨時休業により実施できなかった授業の時間を確保するため、本年度については、以下のとおり長期休業日の期間を変更する。これによってもなお不足する授業時間については、学校行事の見直し等を行うことにより確保する。

(小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)

区分	現 行	変 更 後	授業日数の増
夏季休業日	7月21日～8月31日	8月8日～8月23日	17日
冬季休業日	12月24日～翌年1月6日	12月26日～翌年1月4日	4日

※ 各学校の実情に応じて、休業日が増えない範囲で期間を変更することは可能とする。

(幼稚園)

区分	現 行	変 更 後	教育週数の増
夏季休業日	7月20日～8月31日	7月23日～8月26日	1週
冬季休業日	12月24日～翌年1月6日	変更なし	—